

事務連絡
令和2年3月2日

居宅介護支援事業者
地域包括支援センター 各位

八千代市長寿支援課給付・指導班

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る居宅介護支援の臨時的な取扱いについて

日ごろより本市介護保険事業へのご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年2月28日付け事務連絡にて厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」が示されました。

つきましては、本市における取扱いについて以下のとおり補足しますので、ご了承ください。

居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。

【国回答】

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

【本市取扱い】

新型コロナウイルスの感染防止を目的に介護支援専門員の判断※で対面でのサービス担当者会議を招集しないことも可能とし、その場合は運営基準減算に該当しないものと取り扱う。該当する事例がある場合は、柔軟な対応の内容とその判断事由を記録すること。

※以前の通知（以下）で「ケアマネジャー側の事由でサービス担当者会議を開催しないことは基準上許容されていません。」と周知しましたが、今般の国の通知発出に伴い、介護支援専門員の判断で会議の招集をしないことが可能となるよう取扱いを改めるものです。

2月27日付事務連絡（廃止）

＜サービス担当者会議について＞

Q. ケアマネジャー側がウイルス感染を懸念してサービス担当者会議を開催しないことは可能か。また、サービス担当者会議の日程を調整したが、利用者等から参加を断られた場合はどのように対応したらよいか。

A. ケアマネジャー側の事由でサービス担当者会議を開催しないことは基準上許容されていません。

利用者、利用者家族、サービス事業者が参加を断ってきた場合は、各者にプラン原案を交付のうえ、電話やFAX等で意見照会を行っていただければやむを得ない理由で照会等によりサービス担当者会議を開催したものとみなします。